

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」 経済産業省関連施策

平成 22 年 1 月
経 済 産 業 省

経済産業省関係	補正予算合計額	1兆8,136億円
	事業費合計額	1兆2,708億円

※補正予算合計額には、金融対策に係る財務省計上分1兆249億円など、他省庁計上分1兆2,748億円を含む。

(注)番号等は「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)から引用。
金額は平成21年度第2次補正予算に計上されたもの。

1. 雇用

<緊急対応>

(3) 新卒者支援の強化

○「就活支援キャンペーン」の展開

- (イ)採用意欲のある中小企業等の掘り起こし加速 150億円(※)
- ・ インターンシップの拡充、求人企業の開拓等により、中小企業と新卒者のマッチングを図るとともに、個別分野の実践型研修を実施する。
- ※既存予算の事業内容も見直し、第二次補正76億円と併せて150億円分の事業を実施。

2. 環境

<「エコ消費3本柱」の推進>

(1) 家電エコポイント制度の改善

○エコポイント制度の改善 2,321億円(当省794億円)

(ア)エコポイント制度の延長(平成22年末まで)

- ・ 省エネ家電(地上デジタル放送対応テレビ、エアコン、冷蔵庫)の購入を対象とするエコポイント制度を9ヶ月延長する(平成22年12月31日まで延長)。あわせて、利用者の利便性を考慮し、申請手続きを改善する。

(イ)対象家電の省エネ基準の強化

- ・ テレビのトップランナー基準を強化し、2012年度までに達成すべき高い省エネ目標基準値を設定する。これに伴い、エコポイントの対象となるテレビを、より省エネ性能の高い製品に限定する。

(ウ) LED 電球等の利用促進

- ・ エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高い LED 電球など即時交換対象商品（LED 電球、電球形蛍光灯、充電式ニッケル水素電池）への商品交換を促進する。

(2) エコカー補助の延長等

○環境対応車への購入補助の延長等 2,609 億円(当省 2,304 億円)

(ア) 購入補助の延長(平成 22 年 9 月末まで)

- ・ 環境対応車の購入に対して一定額を補助する制度を 6 ヶ月延長（平成 22 年 9 月 30 日まで延長）

(イ) 省エネ法に基づく燃費規制による更なる燃費改善

- ・ 現在の 2010 年度燃費基準よりも更に厳しい 2015 年度燃費基準の達成に向けた燃費改善を促進

(3) 住宅版エコポイント制度の創設等

○住宅版エコポイント制度の創設 1,000 億円(当省 333 億円)

- ・ エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

<成長戦略への布石>

(2) 環境・エネルギー技術への挑戦

○環境・エネルギー技術への挑戦

(ア) グリーンイノベーションの推進

173 億円

- ・ 低炭素社会の実現に不可欠な部材の開発等、革新的な環境技術開発の前倒しを推進

(3) 交通・産業、地域の低炭素化の推進

○交通・産業における環境配慮の取組への支援等

(ウ) 国内クレジット制度の更なる推進

3 億円

- ・ 地方自治体等との連携強化により、地域の中小企業等の CO2 排出削減支援を通じ、我が国の 6%削減約束の達成に貢献

(オ) 低炭素型雇用創出産業の国内立地の推進

297 億円

(4) システムの海外展開等による地球温暖化対策事業等の推進

○低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開等の推進など海外での地球温暖化対策事業の強化等

(イ) 低炭素型・環境対応インフラ等のシステムの海外展開支援 8 億円

- ・ 低炭素型・環境対応インフラ等について、システムとしての海外展開を支援するため、我が国企業が包括的に事業を実施するためのコンソーシアム形成等の支援

(5) 資源確保支援

○我が国企業による資源上流権益の確保に向けた支援の強化

- ・ (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による、金属鉱物(レアメタル等)分野における開発・生産段階にある鉱山権益等の取得に対する支援制度の創設
- ・ 石油・天然ガス及び金属鉱物(レアメタル等)の上流権益確保支援の原資として JOGMEC による政府保証借り入れを可能とする制度改正

○レアメタル確保支援

2 億円

- ・ レアメタル探査の加速、レアメタル国家備蓄の強化

3. 景気

<金融対策>

1 兆 1,642 億円 (財務省 1 兆 249 億円)

うち中小企業対策 1 兆 1,442 億円 (財務省 1 兆 49 億円)
うち中堅・大企業対策 200 億円 (財務省 200 億円)

(1) 「景気対応緊急保証」の創設等

○「景気対応緊急保証」の創設等

8,641 億円 (財務省 8,315 億円)

(ア) 「景気対応緊急保証」の創設

- ・ 来年 3 月末で期限切れを迎える現行の緊急保証制度について、その対象業種の指定基準や、利用企業の認定基準を改め、現下の厳しい経済状況において、例外業種を除き、全業種の中小企業が利用可能となるような、使い勝手を高めた保証制度に変更する (平成 22 年度末までの時限措置)

(イ) 保証枠

- ・ 現行の緊急保証枠を活用するほか、新たに 6 兆円を追加

(2) セーフティネット貸付等の延長・拡充

○セーフティネット貸付け等の延長・拡充

1,359 億円 (財務省 532 億円)

(ア) 期限の延長・枠の拡充

- ・ 期限の延長 (平成 22 年度末まで)
- ・ 貸付枠・条件変更目標の追加 (約 4 兆円)

(イ) 日本政策金融公庫等の金利引下げ措置等の継続・強化

- ・ 雇用維持・拡充対応の金利引下げの強化
- ・ 売上減少対応の金利引下げの継続 等

(3) 中小企業等に対する金融の円滑化等

(予算措置なし)

○中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

- ・ 年末に、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス（資金繰り相談、新事業展開などの経営相談、雇用調整助成金の相談など）の利用ができるよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催する。

(4) 中堅・大企業の資金繰り対策

(予算措置なし)

○日本政策投資銀行等による「危機対応業務」の延長

- ・ 日本政策投資銀行等による危機対応業務（長期資金貸付等）の延長（平成 22 年 3 月末→平成 23 年 3 月末）
- ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく出資円滑化制度の延長（平成 22 年 3 月末→平成 22 年 9 月末）

(5) デフレ下の実質金利高への対応策

○デフレに伴う実質金利高の軽減制度

500 億円(財務省 260 億円)

- ・ デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う企業に対し、危機対応業務のスキームも活用しつつ、民間金融機関及び政府系金融機関からの借入金利について、2 年間、物価下落に対応して(*)、0.5%の引下げを図る。

(金利引下げの融資規模：民間金融機関も活用できる危機対応業務のスキームを通じた融資 3.7 兆円、日本政策金融公庫 1.3 兆円)

(*)物価については、半期ごとに、消費者物価が前年に比して下落しているかによって、主務大臣が判断を行い、引下げを各機関に指示。

○既往貸付の返済負担の軽減

1,142 億円(財務省 1,142 億円)

- ・ デフレ経済下で、既往貸付の返済負担に苦しむ中小企業に対する民間金融の条件変更積極的に対応するため、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤を強化

○為替変動により影響を受ける地域・中小企業の支援

5 億円

- ・ 円高の影響を受ける地域・中小企業の海外販路開拓支援を行う。

(6) 我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

(予算措置なし)

○貿易保険を活用した我が国企業の海外進出の促進

- ・ 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進、貿易保険による我が国企業の海外子会社向け資金繰り支援の拡充の延長

6. 「国民の潜在力」の発揮

(予算措置なし)

(1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

① 制度・規制改革

○ 環境・エネルギー分野での制度・規制改革

(イ) 新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応

・ 工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当

ー 太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。

・ 地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し

ー 工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。